

# 出資金の評価減に関する会計基準

平成 26 年 4 月 1 日

出資金の評価減に関する会計基準を次のように定める。

## 出資金の評価減に関する会計基準

(目的)

第 1 条 この基準は、吹田市財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）第 12 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する法人等出資金の評価減に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この基準の用語の意義は、作成基準の定めるところによる。

(市場価格のある有価証券の評価減)

第 3 条 作成基準第 12 条第 3 項第 1 号後段に規定する「時価が著しく下落したとき」とは、有価証券の時価が貸借対照表価額に比べて 50%以上下落した場合をいう。

2 作成基準第 12 条第 3 項第 1 号後段に規定する「回復する見込みがあると認められる場合」とは、時価の下落が一時的なものであり、財務諸表の作成基準日後おおむね 1 年以内に時価が貸借対照表価額にほぼ近い水準まで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいい、その判断は、対象となる法人等出資金を計上する部等の長が行う。

(市場価格のない有価証券等の評価減)

第 4 条 作成基準第 12 条第 3 項第 2 号後段に規定する「発行会社又は出資先法人の財政状況の悪化により実質価額が著しく低下したとき」とは、当該発行会社又は出資先法人の入手し得る直近の純資産又は正味財産の金額に市の出資割合を乗じて得た金額が、貸借対照表価額に比べて 50%以上低下した場合をいう。

2 作成基準第 12 条第 3 項第 2 号後段に規定する「回復する見込みがあると認められる場合」とは、次の各号に該当する場合をいい、その判断は、対象となる法人等出資金を計上する部等の長が行う。

(1) 出資金の実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合

(2) インフラ投資等により当該法人の開業初期に発生した累積損失が、当該法人が策定した事業計画等において将来的に解消されることが合理的に見込まれる場合

(細則)

第 5 条 この基準に定めるもののほか法人等出資金の評価減に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。